

「交通基本法」について

2010年4月22日

東日本旅客鉄道株式会社

1. 「交通基本法」の必要性について

- 既存の法体系との整合を明らかにするなど、立法の趣旨を明確にさせていただきたいと考えます。
- ・そもそも「交通基本法」の立法の趣旨が明確ではないと考えます。2006年に民主党・社民党により第165回国会に提出された「交通基本法案」（以下、「本法案」と言う。）の規定の内容は、鉄道事業法やバリアフリー法、地域交通活性化法など既存の事業法制と重複している分野が多く、改めて本法を制定する意義について明らかにさせていただきたいと考えます。

2. 「事業者の責務」について

- 事業者の「経営の自主性」と「公平な競争環境」が確実に確保されることを前提とした内容にさせていただきたいと考えます。
- ・本法案においては、「政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない（第12条）」とされており、今後事業者に対し、法規制などによる負担が強いられることが懸念されます。
- ・民間事業者は、競争市場の中で、それぞれが経済合理性の観点から、路線の存廃をはじめ、運賃・ダイヤの設定、バリアフリー施設を含めた設備整備などの判断を行っています。「移動権の保障」の具体的内容は明確ではありませんが、その一方で、事業者の経営の自主性の確立についてはどのように配慮されるのか、明確にすべきと考えます。あわせて、各交通機関の間における公平な競争環境の維持・確立が図られるようお願いいたします。

3. 「モーダルシフト」の推進について

- 地球温暖化防止に向け、「モーダルシフト」の推進について、具体的に立法化をさせていただきたいと考えます。
- ・地球温暖化対策は、国をあげた喫緊の課題であり、実効ある取組みが求められています。交通部門全体のCO₂排出量削減に向け、「環境にやさしい鉄道」の利用を促進することこそ、優先的に取り組むべき施策であると考えます。
- ・本法案でも「交通による環境への負荷の低減」を定めています。当社としても、省エネルギー車両の導入など、環境負荷の更なる低減に向けさまざまな取組みを実施しているところですが、今後、自家用車やトラックから公共交通機関への「モーダルシフト」を強力に推進していくために、法制上、財政上の措置を具体的に講じていただくことを要請いたします。

4. 地方自治体を中心とした地域交通施策の構築について

- 駅を中心とした「まちづくり」や、バリアフリー設備整備などの面において、地方自治体が十分な責務を果たせるよう財政上の措置を行うべきです。
- ・ 今後の少子高齢化のさらなる進展を考えると、①役所や病院の配置も含め、駅を中心とした「まちづくり」をどうするか、②LRTや乗り合いタクシーなど、効率的な交通機関をどのように活用するか、③バリアフリー設備をいかに充実させていくかなどが、極めて重要な課題です。当社としましては、地域の顔にふさわしい駅づくり、地方路線の活性化、あるいはバリアフリー設備の整備等に取り組んでいるところです。しかし、地方における公共交通は、総じて採算が厳しい状況にあります。地域における交通施策の全体像については、地方自治体を中心となって検討していくことが大切であると考えます。
- ・ 一方で、地方自治体の財政は厳しく、上記のような施策を推進していくうえで十分な原資があるとは言えない状況です。例えば、バリアフリー法に基づく設備整備は、国・地方自治体・鉄道事業者が協力し、費用負担についても同等の責務を有することとなっていますが、多くの地方自治体が本来負担すべき費用を拠出せず、国も地方自治体の負担分以上は拠出しないというのが実態です。「交通基本法」を検討するにあたっては、こうした課題も踏まえ、地方自治体に対する国からの財政措置などを具体的に講ずるべきと考えます。

5. 高速道路料金施策について

- 高速道路料金の引下げ施策は、総合的な交通体系整備の考え方と矛盾することなどから、「交通基本法」の検討とあわせて、見直しを行っていただきたいと考えます。
- ・ 現在、高速道路料金に関して、一部路線の無料化社会実験や新たな上限料金制度の導入が計画されています。現行の週末上限 1,000 円施策においても、鉄道のみならず、フェリー会社やバス会社など、生活インフラとしての公共交通機関に深刻な影響が及んでおり、航路の休廃止や路線バスの減便などが進んでいます。このことは、「交通基本法」の目的でもある総合的な交通体系整備の考え方と矛盾することは明らかです。
- ・ 本年 3 月に国土交通省から発表された「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けて－中間整理－」では、「新しい高速道路料金制度と整合のとれた交通体系はどうあるべきか」など「幹線交通網の総点検が必要」とされています。当社としては、我が国全体の交通体系をどのように構築するのかという観点、負担の公平性の観点、そして環境政策との整合性の観点から、高速道路料金の引下げ施策については反対であり、見直しをいただきたいと考えます。

以上